

第 33 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員―試験観察の種類別行為時年齢別（うち前処分有り）―全家庭裁判所

行 為 時 年 齢	試 験 観 察 の 種 類					
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項			
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)	
					補 導 の み	身 柄 付 き 6)
総 数	2 385	1 352	559	65	114	295
14 歳 未 満	21	10	10	1	－	－
14 歳	414	261	105	18	17	13
15 歳	460	273	112	10	27	38
16 歳	532	317	112	13	21	69
17 歳	468	240	108	12	24	84
18 歳	327	170	73	9	14	61
19 歳	163	81	39	2	11	30
20 歳 以 上	－	－	－	－	－	－
年 齢 不 詳	－	－	－	－	－	－
うち前処分有り 5)						
総 数	1 396	772	322	38	58	206
14 歳 未 満	2	－	2	－	－	－
14 歳	75	44	23	3	2	3
15 歳	255	150	66	5	14	20
16 歳	353	211	71	9	11	51
17 歳	347	178	76	10	14	69
18 歳	240	129	55	9	8	39
19 歳	124	60	29	2	9	24
20 歳 以 上	－	－	－	－	－	－
年 齢 不 詳	－	－	－	－	－	－

- 1) 家庭裁判所調査官の観察に付すること。
2) 家庭裁判所調査官の観察にあわせて遵守事項を定めてその履行を命ずること。
3) 家庭裁判所調査官の観察にあわせて条件を付けて保護者に引き渡すこと。
4) 家庭裁判所調査官の観察にあわせて適当な施設・団体又は個人に補導を委託すること。
5) 前件が一般保護事件のうち車両運転による業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷以外のものである。
6) 法 25 条 2 項 3 号身付きの総数には、行為時年齢を調査していないものが 1 件あるため、第 33 表から第 37 表の総数が一致しない。

第 34 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員―試験観察の種類別全観察期間及び身柄付期間別―全家庭裁判所

全 観 察 期 間 （うち身柄付期間）	試 験 観 察 の 種 類						う ち 身 柄 付 期 間
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項				
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)		
					補 導 の み	身 柄 付 き	
総 数	2 386	1 352	559	65	114	296	296
1 月 以 内	38	10	12	1	8	7	38
2 月 以 内	85	47	16	4	7	11	20
3 月 以 内	213	119	62	3	13	16	23
4 月 以 内	371	218	92	11	13	37	35
5 月 以 内	424	236	111	11	21	45	44
6 月 以 内	385	217	80	15	12	61	46
9 月 以 内	646	372	144	15	35	80	65
1 年 以 内	165	101	33	3	4	24	15
1 年 を 超 え る	59	32	9	2	1	15	10

1), 2), 3), 4) 第 33 表脚注参照

第 35 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員—試験観察の種類別終局決定別—全家庭裁判所

終 局 決 定	試 験 観 察 の 種 類					
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項			
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)	
					補 導 の み	身 柄 付 き
総 数	2 386	1 352	559	65	114	296
検 察 官 へ 送 致	4	-	4	-	-	-
刑 事 処 分 相 当	3	-	3	-	-	-
年 齢 超 過	1	-	1	-	-	-
保 護 処 分	1 724	970	432	49	72	201
保 護 観 察	1 405	787	360	39	61	158
児童自立支援施設又は児童養護施設へ送致	20	14	5	1	-	-
少 年 院 へ 送 致	299	169	67	9	11	43
初 等	70	46	18	4	1	1
中 等	211	110	45	5	10	41
特 別	9	6	2	-	-	1
医 療	9	7	2	-	-	-
知 事 又 は 児 童 相 談 所 長 へ 送 致	17	11	4	1	-	1
強 制	2	1	1	-	-	-
非 強 制	15	10	3	1	-	1
不 処 分	609	351	113	15	41	89
保 護 的 措 置	281	159	49	8	28	37
別 件 保 護 中	325	190	64	7	13	51
非 行 無 し	1	-	-	-	-	1
所 在 不 明 等	1	1	-	-	-	-
そ の 他	1	1	-	-	-	-
審 判 不 開 始	32	20	6	-	1	5
保 護 的 措 置	3	3	-	-	-	-
別 件 保 護 中	-	-	-	-	-	-
事 案 軽 微	-	-	-	-	-	-
非 行 無 し	-	-	-	-	-	-
所 在 不 明 等	29	17	6	-	1	5
そ の 他	-	-	-	-	-	-